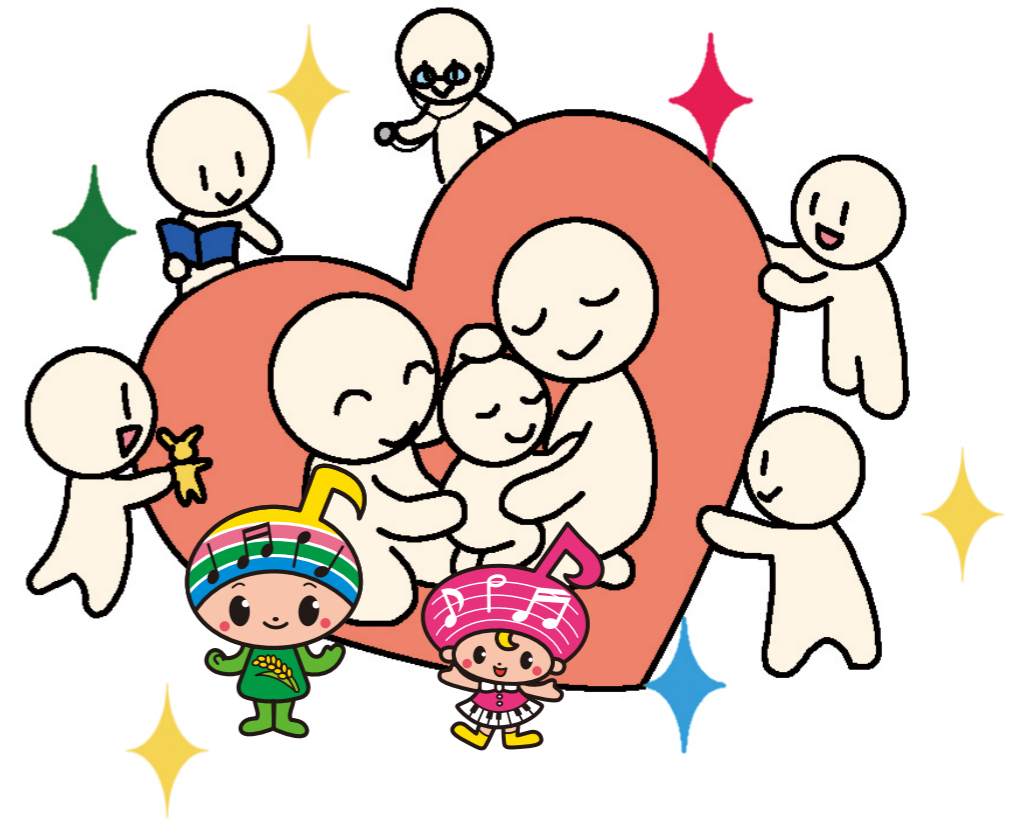
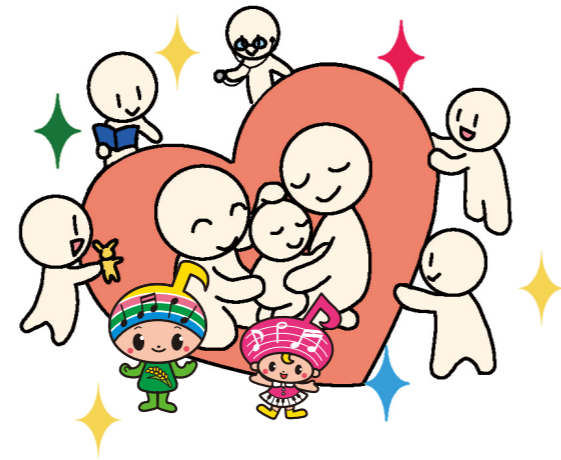


郡山市 医療的ケア児等生活支援調整の手引き

(通称) **いけあキッズ郡山ルール**

～チームで誰一人取り残さない切れ目のない支援を～



郡山市保健福祉部障がい福祉課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2381 FAX 024-933-2290

2021 (令和3) 年 11月

目 次

はじめに

1	郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き策定の目的	2
2	郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引きの基本的な考え方	2
3	対象となる子ども(医療的ケア児等)	2
4	郡山市医療的ケア児等生活支援調整の内容	
①	在宅時の支援(退院後の支援も同じ)	4
	● 支援チームと関係機関間の情報共有	
	● 支援チームの調整役	
	● 支援を要する出来事の際の対応	
	● 支援を要する出来事について	
	● 情報の管理・入院等の緊急時の備え	
②	退院調整	7
③	ライフステージ毎の支援	8
④	災害時の対応	9
	● 災害への備え	
	● 災害発生時の判断	
	● 避難時:主治医がいる病院で受入れが困難な場合のフロー	
5	支援者(支援チームの構成員)とその役割について	13
6	情報共有のためのシート	15
	● 共有情報(基本データ)	
	● 医療的ケアに関する指示書	
7	参考	20
	● 個人情報の取扱いについて	
	● 郡山市医療的ケアの必要な子どものサポートや制度	
	● 医療的ケア児が利用できる社会資源	
8	郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き運用関係機関	25
9	郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引きの見直し	25

※ 郡山市医療的ケア児等の支援に関するワーキンググループ(協議の場) 構成員

※ 郡山市医療的ケア児等支援調整会議委員

※ 郡山市医療的ケア児等支援調整会議スケジュールと会議内容

<住民向けリーフレット>

※ 「医療的ケアや重症心身障害をお持ちのお子さんとそのご家族の皆様へ」

※ 「医療的ケアが必要なお子さまとご家族の相談をお受けします」

はじめに

医療技術の進歩等を背景に医療的ケアが必要な児童は増加傾向にあります。地域においては、医療的ケア児等を支援できる環境が未だ十分に整備されていない状況にあります。

また、医療的ケア児等が抱える課題は多分野にわたっており、家族背景もそれぞれに違いがあり、個別な対応が求められるうえ、必要なサービスも多岐に渡っています。

2016年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、地方公共団体は日常生活を営むために医療を要する障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他各分野の支援を受けられるよう、各関連分野が連携した支援を行うための体制整備に努めなければならないとされています。

更には、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ることを目的として、2019年4月1日から、「医療的ケア児等総合支援事業」（厚生労働省社会・介護局障害保健福祉部長通知）が実施されました。

2021年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が公布され、2021年9月18日から施行されました。この法律は、医療的ケア児及びその家族の地域生活を社会全体で支え、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に切れ目なく行われなければならない等を基本理念としています。

郡山市では2019年医療的ケア児等の支援に関するワーキンググループ（協議の場）を設置し、医療的ケア児等と家族の支援体制の構築に着手しました。2020年4月には医療的ケア児等コーディネーターを障がい福祉課に配置し、相談窓口の機能強化及びサービス拡充に向けた取り組みを進めています。

2021年4月に医療機関を含む医療的ケア児等とご家族の支援に関わる関係機関から選出された委員で構成する「郡山市医療的ケア児等支援調整会議」を設置し、医療、福祉、保健、教育、行政等の連携・協働を強化するためのルールづくりを行ってきました。

このルールは、医療的ケア児等とご家族が地域の中で安心して生活ができるよう、①日常生活支援及び有事の際等の支援 ②入院から退院、在宅移行する際の退院調整 ③医療的ケア児等の成長に合わせたライフステージ毎の支援 ④災害時の対応の4項目について、委員のほか、医療、福祉関係の方々にもご参加いただく機会をもうけ多方面（多職種）の方々の意見もいただきながら、検討・協議を行い、関係機関が連携・協働しやすくするための共有のツールとして策定しました。

医療的ケア児等とご家族を地域及び関係機関による支援チーム全体で支えるため、関係機関の皆様でつくり上げたルールの内容を多くの方々に共有していただき、郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き（通称：いけあキッズ郡山ルール）の普及・活用にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き策定の目的

医療的ケア児等とご家族が、安心して地域の中で在宅生活が送れるよう、医療機関（病院）や福祉、保健、教育、保育、行政等の関係機関が連携し、医療的ケア児等の成長発達に合わせた切れ目のない支援体制を整備することにより、医療的ケア児等とご家族の地域生活支援の向上を図ることを目的とします。

2 郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引きの基本的な考え方

- 1) 生活の主体である本人、ご家族を医療、福祉、保健、教育、保育、行政等の多職種・多機関による支援チームの連携・協働により、災害時の対応を含めた日常生活および社会生活をチームで支えていく。
- 2) 本人・ご家族の思いを尊重した支援を行う。
- 3) 誰一人取り残さず、本人の成長発達に合わせた切れ目のない支援を行う。

●多職種連携・協働による支援チーム



ポイント

■多職種連携・協働の目的：異なる職種の人が一か所に集まって情報共有するコミュニケーションプロセスを意味するものではなく、共通の目的をもつ多職種が主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組むこと



医療的ケア児等とその家族が中心であるという前提を共通認識としたうえでチームの中でそれぞれの専門性を発揮しながら、本人・ご家族の願いに結び付けるため、共に力を合わせていくこと

医療的ケア児等コーディネーター

総合相談窓口、支援チームの調整役・サポート、医療・福祉・保健・教育等を包括的にコーディネート、医療的ケア児等支援ネットワークづくり等

3 対象となる子ども（医療的ケア児等）

- 1) 日常生活の中で長期にわたり医療的ケアを必要とする子ども
- 2) 重症心身障害児
- 3) 超未熟児や重度の疾患、障がい等により、在宅生活において養育者も含めた支援が必要であると医療機関及び関係機関が認めた子ども

- ※ 郡山市在住（避難等をされている方も含む）
- ※ 18歳（年度末）まで、若しくは高等学校3年生卒業まで
- ※ 入退院時及び在宅のこども（施設入所中、長期入院中は除く。但し、関係機関が在宅移行支援が必要とみなした場合はその限りではない）
- ※ 障がいの有無や程度は問わない。

医療的ケア児とは

医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童をいう。（平成28年6月3日付け厚労省、内閣府、文科省の連名通知から）

医療的ケアの項目は以下の通りです。

★ 医療的ケア	
<input type="checkbox"/> 吸引	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養
<input type="checkbox"/> 吸入・ネプライザー	<input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
<input type="checkbox"/> 気管切開部の管理	<input type="checkbox"/> 透析
<input type="checkbox"/> カニューレ	<input type="checkbox"/> 人工肛門
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器（気管切開・マスク）	<input type="checkbox"/> 導尿
<input type="checkbox"/> 咽頭エアウェイ	<input type="checkbox"/> インスリン注射
<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> その他

医師の指示で行う
医療的行為
（座薬、浣腸等）

- ※ 郡山市における医療的ケア項目の「その他」の解釈について
 - てんかん発作時の座薬挿入、浣腸（市販のディスポーザブル浣腸器以外）等が含まれます。
（⇒医薬品を使うケア）
 - 医療の進歩に伴い高度な医療機器を使用する等、医師の指示、指導のもと在宅でご家族が日常的に行う医療的行為について、今後、医療的ケアの範囲と必要性の拡大が考えられます。
＜例＞カフアシスト、パーカッション、アンビュー、迷走神経刺激療法等
（⇒医療機器を使うケア）

4 郡山市医療的ケア児等生活支援調整の内容

1 在宅時の支援（退院後の支援も同じ）

◇本人・ご家族の入院及び支援を要する出来事、困り感を早期に把握及び支援するため、普段からチームで連携する。

<支援チームと関係機関間の情報共有>

内 容	備考（担当等）
①支援チーム（関係機関図の作成）…P5、P16 参照	障がい福祉課
②共有情報（基本データ）の作成（*子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～）…P15～17 参照 *ふくしまサポートブック～医療的ケアver～の名称を、県の許可のもと、「郡山版名称」に変更しました。	//
③医療・福祉・教育等の関係者間への個人情報提供に係る本人・ご家族の同意…P20 参照	関係機関が相談及び利用時等の契約時に同意をもらいます。
④関係機関へ関係機関図・共有情報等の提供（共有） ⑤関係機関図・共有情報の更新 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <更新の方法> ●ご家族、調整役から変更の連絡があった場合 ●誕生月に変更の有無を確認 </div>	原則、ご家族が関係機関に提供します。ご家族の同意があれば関係機関間で情報共有します。 更新後 関係機関へメールで送付

※ 医療的ケア児等の把握と集約、基本データの管理・更新は障がい福祉課において行います。

<支援チームの調整役>

調整役の役割：関係機関との連絡・調整（ケース会議の開催と参加者の調整も含む）、本人やそのご家族に対し、生活上の助言や日常生活に必要なサポートをコーディネートします。

内 容	調 整 役
●相談支援専門員がいる場合	相談支援専門員
●相談支援専門員がいない場合	医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）
●相談支援専門員がいないが委託相談員がいる場合	医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）が委託相談員と協働で行います。
●福祉サービスを利用していない場合	医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）
●就学後	学校教員と調整役が協働で行います

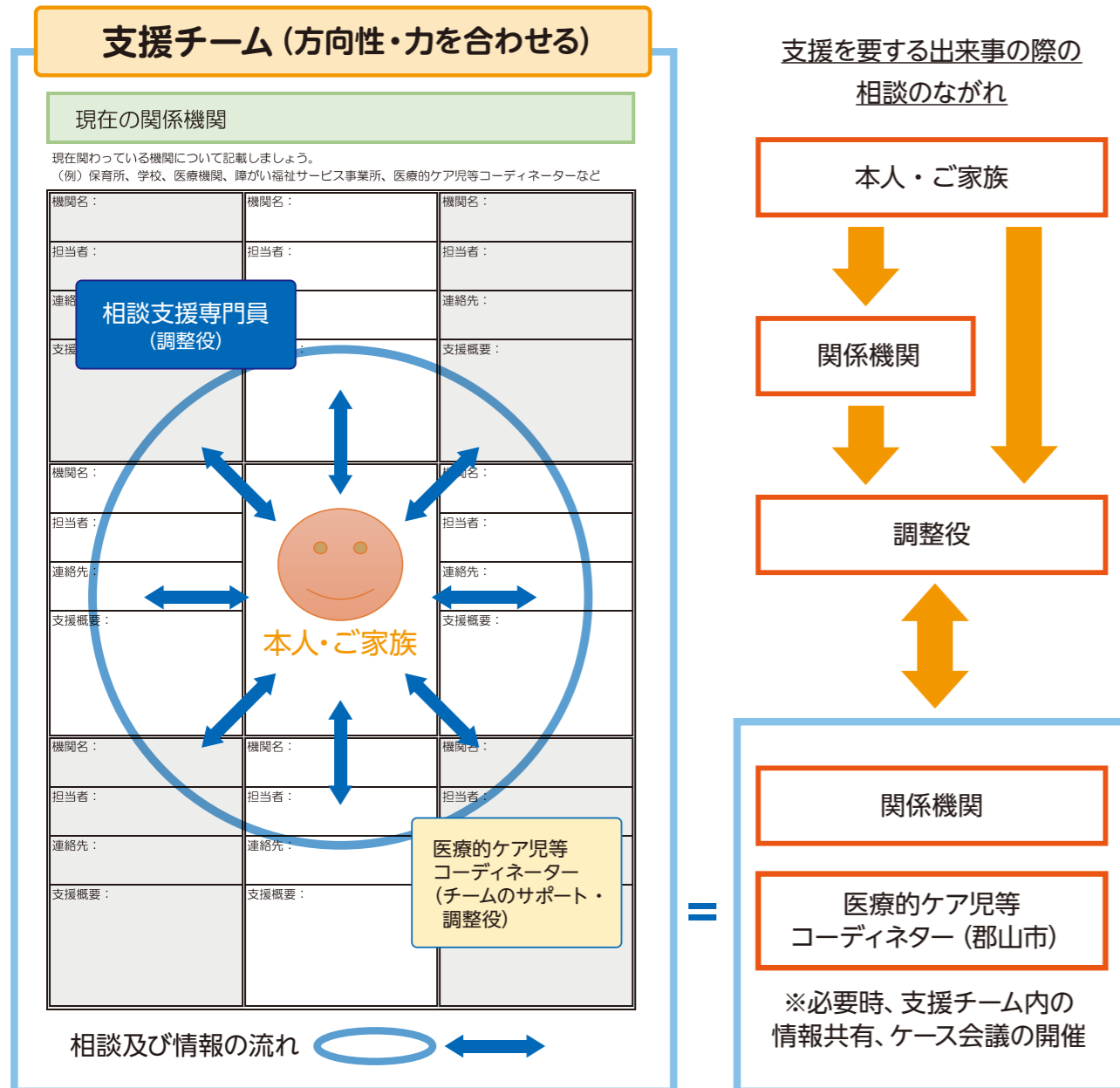
※ チーム全体のサポートを医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）が行います。

ポイント

- ケース会議（支援の評価、制度・サービスの調整等）
 - 本人・ご家族の「思い」「願い」「大切にしたいこと」を確認する。
 - 本人・ご家族の全体像や状況を共有する。
 - 現時点での共通の認識とさらに未来を見据える。
 - 本人にとってより良い生活を送れる支援の方法を導き出す。
 - 各事業所の役割を確認する。
 - 支援チームを形成する。（それぞれの立場を理解し、協力し合えるチーム作りの場）

<支援を要する出来事の際の対応>

本人・ご家族は支援チームのどの機関にも相談できます。相談内容が自機関で、解決できないことがある場合や情報共有が必要な場合は調整役に相談します。



<支援を要する出来事について>

想定される支援を要する出来事は以下のことが考えられます。

こどもの医療的側面	育児・社会福祉的側面
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 病状の変化(入院等) <input type="checkbox"/> 医療的ケア新規導入、変更時 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する医療機器(人工呼吸器、在宅酸素、栄養注入ポンプ等) <input type="checkbox"/> 医療的ケア(吸引、気管切開、経管栄養、ストマ、導尿等) <input type="checkbox"/> 症状コントロールが必要な場合(栄養、水分制限、ギブス装着等) <input type="checkbox"/> 発達支援・リハビリ 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新しいニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭環境の変化(住環境・経済状況の変化) <input type="checkbox"/> 子育て上の課題(育児協力者やキーパーソンの不在・変更時、次子の出産、育児負担等) <input type="checkbox"/> 保護者の心身不調(メンタル支援) <input type="checkbox"/> 災害時
等	等

ライフステージにおける変化による側面

- 就学に関する不安
 - 学校選択の不安
 - 就学までの流れに関する不安
 - 就学後の医療的ケアの実施
 - 放課後等の居場所の確保(親の離職の不安)等
- 卒業後に関する不安
- 地域移行後の居場所、サービスの利用等

等

<情報の管理・入院等の緊急時の備え>

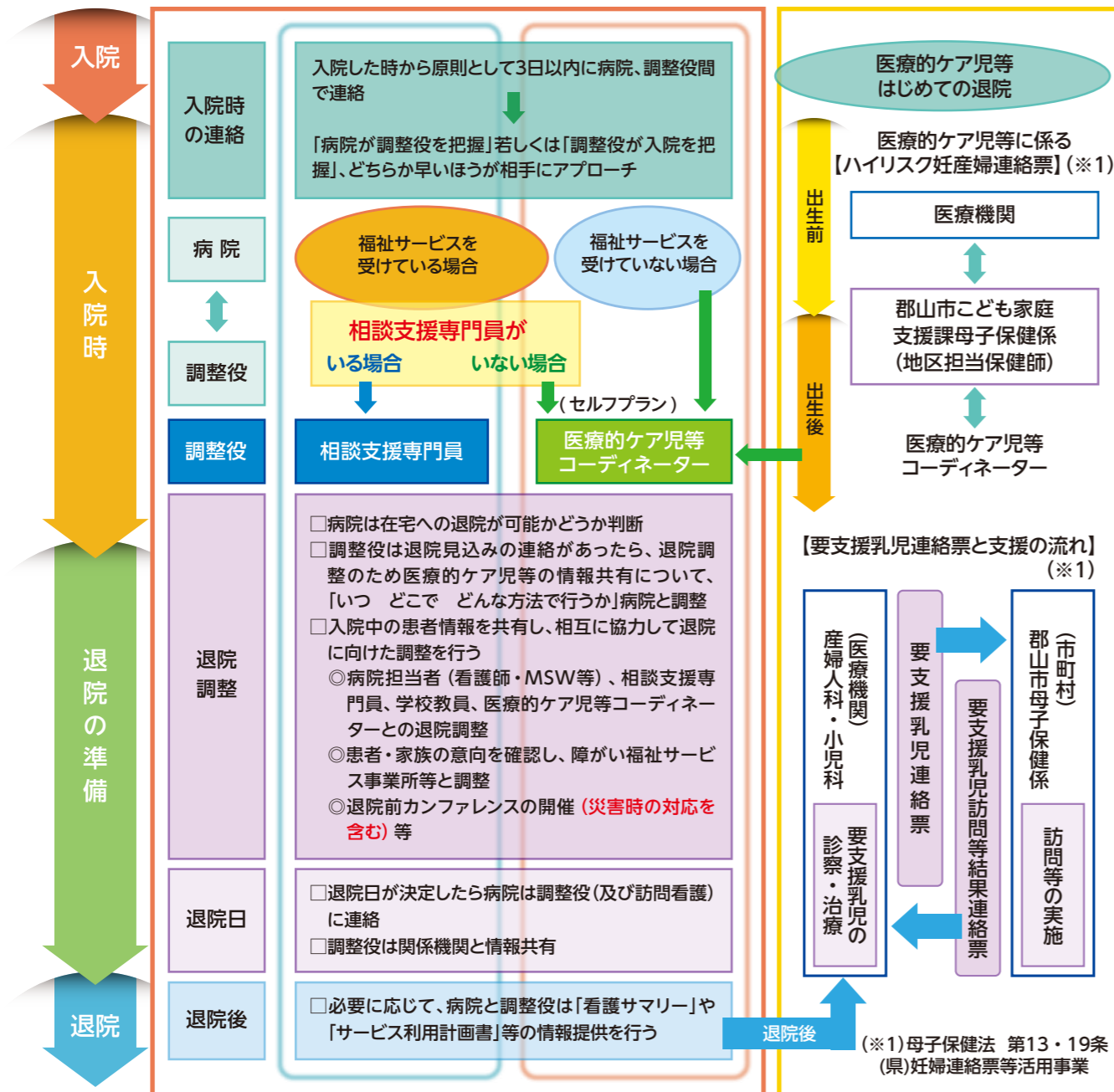
※ それぞれの関係機関の担当者は、本人・ご家族に入院や緊急時等に備えて、以下のものを一緒に保管し、入院等の際はセットで持参するよう伝えるようにしましょう。

- 調整役(相談支援専門員や医療的ケア児等コーディネーター)の名刺や連絡先
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 障害福祉サービス受給者証
- お薬手帳
- 子育てサポートブック～いけあキッズ郡山 ver～
- その他、入院や医療機関受診の際に必要なもの 等

※ ご家族も含めた関係機関は入院の予定がある場合や、緊急入院の場合は調整役に連絡するようしましょう。

2 退院調整

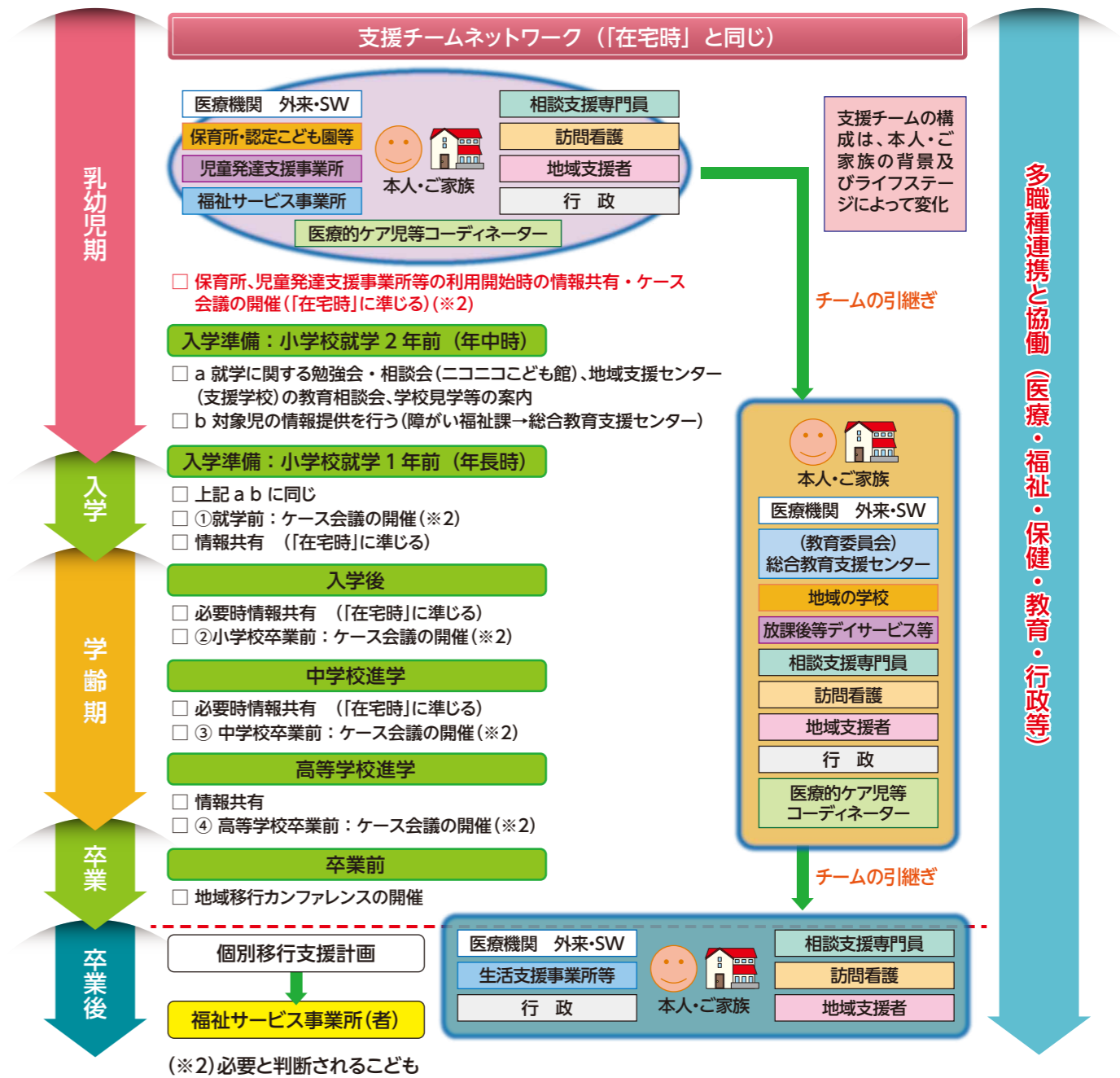
- ◇ 入院から退院、在宅に移行する際の関係機関の情報共有と在宅生活に向けての支援を行う。
- ※ 支援を必要とする本人・ご家族が退院の準備をする際、関係機関にもれなく引き継がれることにより、必要な支援がタイムリーに受け取ることができ、在宅生活へ円滑に移行することが大切です。
- ※ 担当の相談支援専門員の有無の確認は、ご家族または医療的ケア児等コーディネーター（郡山市障がい福祉課）に問合せください。



※保健師（郡山市）は、医療機関から母子保健係に送付される要支援乳児連絡票等から情報を把握し、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら家庭訪問等を行い、継続した保健指導や健康管理を行います。

3 ライフステージ毎の支援

- ◇ ライフステージの変化、成長発達に合わせてチームで切れ目のない支援を行う。
- ※ ライフステージが変化する際は、各ステージに応じて数か月前から1年前（卒業の1年前）を目途に、支援チームによるケース会議を開催します。
- ※ ケア会議で本人・ご家族の思いや大切にしたいこと、必要な情報などを共有し、チームでアセスメント、見立ての形成（到達目標、時期の設定）、手立ての共有（支援の方法）、役割分担等を行います。
- ※ ケース会議の開催：原則、①就学前 ②小学校卒業前 ③中学校卒業前 ④高等学校卒業前 その都度、ケース会議開催の必要性を判断します。



※ 高等学校卒業後においてもチームの引継ぎにより多職種間連携・協働が継続されます。

※ 引継ぎのための関係機関の情報共有は、可能な限り「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山 ver～」を活用します。

ポイント

■ 次のステップへの移行支援

医療的ケア児等の理解、医療的ケアの行為、技術の習得等については、本人・ご家族の同意を得て支援者が病院通院同行や、本人と支援者が共に事業所、学校体験・見学等を相互に積極的に行うことで、ケアの向上や安心・安全な生活、サービスの利用につなげていきます。

4 災害時の対応

◇災害時の備えとして平常時より、本人、ご家族に以下のことを伝える。

<災害への備え>

※ 災害に関する情報の入手

市内で発生した災害情報や避難指示等の住民避難情報について、さまざまな手段で配信しています。

(1) 防災メールマガジンの登録

パソコン URL: <https://bousai.koriyama-fukushima.jp/contact2>

スマートフォン URL: <https://bousai.koriyama-fukushima.jp/sp/mag/>



(2) 防災フェイスブック



(3) 防災こおりやま Twitter ユーザー名 @bousai_koriyama



※ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）の積極的な登録

厚生労働省のホームページ

医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html



※ 停電時の備え

- バッテリーや予備電源の準備
- 携帯用酸素ボンベやアンビューバック（蘇生バック）の準備
- 退院時に電力会社に「停電時の要対応者」として登録
- 停電時は、あわてないで電力会社に連絡

※ 緊急対応シートの作成

シート作成の方法

- ① ご家族と協同で、障がい福祉課がサポートしながら一緒に作成
退院時は退院前カンファレンスで協議
- ② ご家族が医療機関に確認、修正
- ③ ご家族は、関係機関へ情報提供

※ 災害時の協力者を確保

- 安否確認や関係機関への連絡等をしてくれる支援者（近隣者、町内会、民生委員など）を見つける。
- 避難行動要支援者避難支援制度の登録を行う。登録情報は、地域支援者（町内会、自主防災組織、民生委員）、警察署、消防機関などに提供される。

※ 避難場所・避難経路の確認

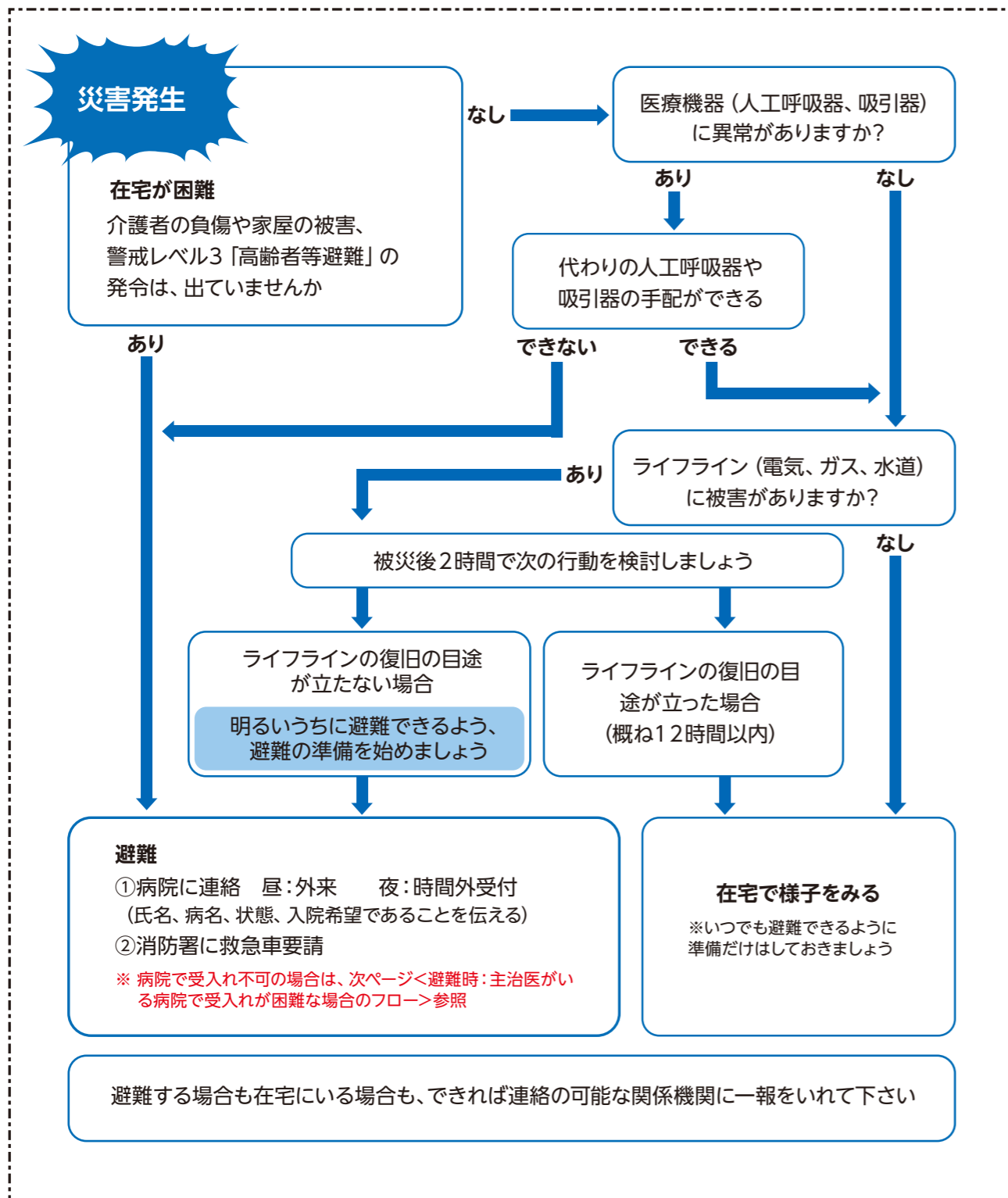
- 事前に、指定避難所及び福祉避難所や車中避難場所、避難経路の確認を行う。
 - 郡山市地理情報システムにより個別に避難所や道路（避難経路）、河川等の地理状況、民生委員の情報などをご家族に提供
- 避難所以外の分散避難を検討する。
 - 安全な地域にいる親戚や友人などの家への避難
 - 旅館・ホテルなどへの避難
 - 安全な場所での車中避難
 - 自宅の2階などへの垂直避難
 - 要配慮者の避難（人工呼吸器等を装着している場合、危険が迫ることが予測できるときは、病院のソーシャルワーカー等に早めに相談）
 - …P11 <災害発生時の判断>
 - …P12 <避難時:主治医がいる病院で受入れが困難な場合のフロー>
 - 短期入所やレスパイト入院は、日頃から複数機関の利用を積極的に行い、災害時に受入れ可能な機関を確保しておく。

※ 非常用持出品の準備

- 平時より非常用持出品の確認をしておく。

<災害発生時の判断>

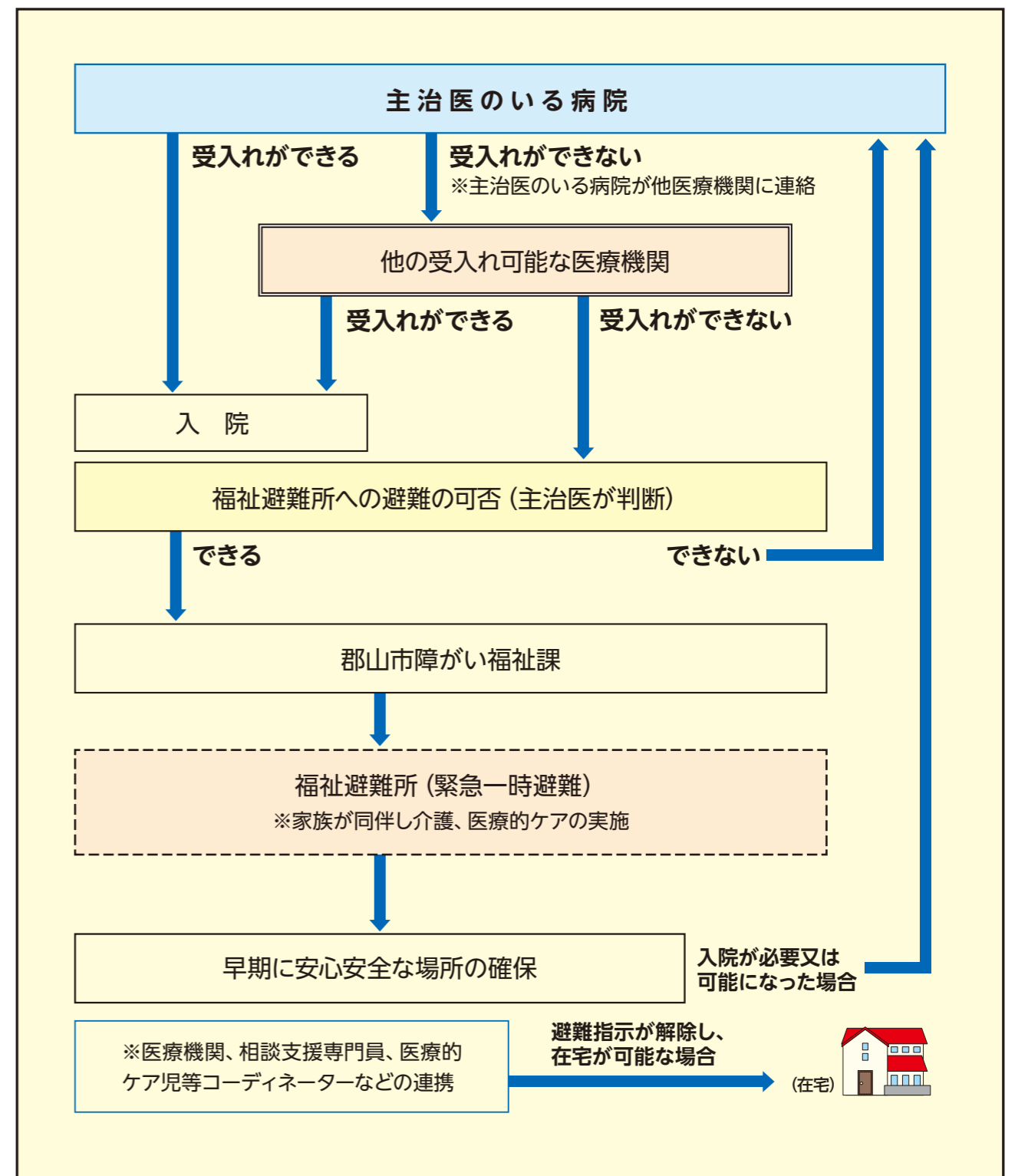
- ※ ライフライン（電気、ガス、水道）や使用中の医療機器に被害がなければ、在宅で様子を見る。
⇒被害が出て、2時間以内をめどに、避難行動等を考えましょう。
- ※ 明るいうちに次の行動にうつせるように準備し判断しましょう。



抜粋) 厚生労働省科学研究費補助金

難治性疾患克服研究事業「重症難病患者の地域医療体制の構築に関する研究」班
災害時難病患者支援計画策定検討ワーキンググループ資料（平成20年3月） 改変

<避難時：主治医がいる病院で受入れが困難な場合のフロー>



※ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）の活用も考えましょう。

5 支援者（支援チームの構成員）とその役割について

医療的ケアが必要なこどもは、医療・福祉・保健・教育など様々な分野の支援が関連することが多いため、多職種がチームとなって、こどもやご家族と一緒に支援を考えていきます。

	支援者	役割	主な支援機関	
医療	医師	こどもの病状や家族の状況・思い、医療機器、地域の資源や医療保健福祉サービスなども総合的に判断して退院調整を進める。NICUを有する医療機関の主治医は、こどもの在宅移行後も呼吸器管理や定期的フォローアップ等を行う他、地域の病院と連携しながら支援を行う場合もある。 主治医は、必要に応じて各種社会資源の意見書や申請書を作成する。	病院・診療所	
	看護師	医療機関	病棟看護師はこどもの状況に応じ、家族の思いに寄り添いながら、退院までの意思決定、育児技術取得、緊急時の対応、試験外泊等、支援する中心的役割を担う。 外来看護師は、主治医や病棟看護師、保健師と連携しながらこどもと家族が安心して在宅生活を送れるようフォローする。また、医療消耗品などを出す。	病院・診療所
		在宅	訪問看護ステーションの訪問看護師は、主治医と連絡を取りながら、自宅に定期的に訪問しこどもの健康状態の観察や育児ケアと一緒に行動とともに、家族の相談相手となる。ケア方法や体調変化の際の対応や受診のタイミングについても支援する。	訪問看護ステーション
	医療ソーシャルワーカー	医療機関の地域連携室（医療機関により名称は異なる）に所属し、こどもと家族のニーズに応じた医療保健福祉サービスについてのアドバイスや活用、地域関係機関との連携等を行う。地域連携室には医療機関により異なるが、社会福祉士・看護師・保健師・心理士等の資格を有する職種がおり安心してスムーズに退院調整が進むように支援する。	病院	
	PT 理学療法士	運動機能の回復、麻痺の進行や拘縮、変形予防のトレーニング、また呼吸リハビリなどを行う。車いすや座位保持装置等についてもアドバイスや作製や操作の支援を行う。	病院・訪問看護ステーション 児童発達支援事業所	
	OT 作業療法士	遊びや身辺動作、コミュニケーション等、日常生活での様々な活動ができるよう支援する。道具の工夫や環境整備など、こどもがいきいきと生活できるようアドバイスする。		
	ST 言語療法士	ことば、摂食・嚥下の問題にアプローチし、リハビリを行う。		
福祉	相談支援専門員	地域の相談支援事業所に所属し、こどもと家族のニーズに応じて生活実態を把握したうえで情報提供し定期的にサービス調整を担う。居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスなど福祉サービスを利用する際に、相談支援専門員がサービス等利用計画書（障害児支援利用計画）の案を作成し、それを参考に市町村がサービス支給の決定を行う。高齢者におけるケアマネージャーと同様の役割を担う。	相談支援事業所	

	支援者	役割	主な支援機関
福祉	介護福祉士・ホームヘルパー	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、家事援助、移動支援等を行う。入浴、排泄、移動、体位変換などの日常生活の支援の他、買い物や外出、通院支援も行う。吸引や経管栄養等のケアを行えるスタッフが在る事業所もあり、複数利用することも可能。	居宅介護事業所
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等の相談支援業務、相談支援専門員等へのスーパーバイズ、リスクマネジメント、地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践。（「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」より抜粋）	各事業所・機関
保健	保健師	市役所、ニコニコこども館、行政センター、保健所等で、地域住民の健康を支援し、健康課題の解決に取り組む。家庭訪問等を行いこどもや家族全員の健康状態を把握する他、個別の相談に応じ、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携し支援を行う。	こども家庭支援課（ニコニコこども館） （子育て世代包括支援センター） 保育課 障がい福祉課 行政センター 保健所
保育	保育士	こどもの成長発達を促すための保育（養護と教育）や療育（障がいのあるこどもの発達支援）の実施。親が働くことを支援、地域社会の子育てを応援する。	保育所 認定こども園 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
教育	教育相談員 教員	就学や学校生活に関する相談やこどもの発達やニーズに応じた教育を行う。	教育委員会 総合教育支援センター 幼稚園 小・中学校、高等学校 特別支援学校
行政	市役所職員	サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き等を行う。地域に必要な資源の改善、開発に向けて取り組む。	こども家庭支援課 障がい福祉課 保育課 こども政策課 行政センター 保健所 教育委員会 総合教育支援センター
	医療的ケア児等コーディネーター	医療、保健、福祉、子育て、教育、保育等を総合的に調整し、こども・家族の支援につなげる。在宅生活を送るうえで、医療的ケア児等を支援するチームをサポートする。 各種サービスの紹介や相談、地域に必要な資源の改善、開発にむけて取り組む。	障がい福祉課

【引用・参考文献】

- 新潟県 NICU 入院児退院調整ガイドブック第2版 新潟大学医歯学総合病院 総合周産期母子医療センター 新潟県福祉保健部 2019年3月
- 医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック 宇都宮市 宇都宮市子ども発達センター 宇都宮市発達支援ネットワーク会議 2020年2月

6 情報共有のためのシート

<共有情報（基本データ）>

情報共有のためのシートは、『子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～』を活用します。障がい福祉課で以下のシート作成の支援を行い、ご家族に渡します。(合計10シート)

郡山市ウェブサイト
『子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～』
URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>

QRコード



子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～

- ① プロフィール……………p1.2
- ② 緊急時の連絡先……………p3
- ③ 健康情報……………p11
- ④ 現在の関係機関(支援チーム)……………p14
- ⑤ 生活について(医療的ケアの状況)……………p16.17
- ⑥ 緊急対応シート……………p31.32.33

**⑤⑥は必ずお薬手帳、
医療的ケア指示書の添付**

プロフィール

ふりがな			顔写真を 貼りましょう	
氏名				
生年月日	年	月		日生(歳)
性別		血液型		
住所	〒			
TEL				
家族 (続柄)	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
家族構成図	※支援者の方にも協力してもらって、家族構成図(ゲージラ等)を記載して見ましょう。			

1-(1)

プロフィール

○本人の願い・意向
○家族の願い・意向

2-(1)

緊急時の連絡先

連絡順	名前			続柄	
	連絡先	自宅			
		携帯			
		勤務先			
住所					
2	名前			続柄	
	連絡先	自宅			
		携帯			
		勤務先			
住所					
3	名前			続柄	
	連絡先	自宅			
		携帯			
		勤務先			
住所					

3-(1)

健康情報

定期的に通院している医療機関からの注意事項、服薬に関する情報を記載してください。

病院名	() (科)	
主治医氏名	TEL	
服薬中の薬		
診断名		
<特記事項> ※主治医からの注意事項など		

病院名	() (科)	
主治医氏名	TEL	
服薬中の薬		
診断名		
<特記事項> ※主治医からの注意事項など		

11-(1)

現在の関係機関

現在関わっている機関について記載しましょう。
(例) 保育所、学校、医療機関、障がい福祉サービス事業所、医療的ケア児等コーディネーターなど

機関名:	機関名:	機関名:
担当者:	担当者:	担当者:
連絡先:	連絡先:	連絡先:
支援概要(利用曜日・時間等も含む):	支援概要(利用曜日・時間等も含む):	支援概要(利用曜日・時間等も含む):
機関名:	機関名:	機関名:
担当者:	担当者:	担当者:
連絡先:	連絡先:	連絡先:
支援概要(利用曜日・時間等も含む):	支援概要(利用曜日・時間等も含む):	支援概要(利用曜日・時間等も含む):
機関名:	機関名:	機関名:
担当者:	担当者:	担当者:
連絡先:	連絡先:	連絡先:
支援概要(利用曜日・時間等も含む):	支援概要(利用曜日・時間等も含む):	支援概要(利用曜日・時間等も含む):

支援概要に利用日・
時間も記入のこと

14-(1)

生活について(医療的ケアの状況)

※お子さんの状況に応じて、随時、更新しましょう。

項目	詳細情報
呼吸障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 日常の酸素飽和度	() (%)
吸引	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 口腔・鼻腔内	(サイズ Fr, 挿入長 cm, 鼻 cm)
<input type="checkbox"/> 気管内	(サイズ Fr, 挿入長 cm)
<input type="checkbox"/> 吸引の頻度	()
<input type="checkbox"/> その他	注意点など
気管切開 (年 月施行)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 術式	<input type="checkbox"/> 誤嚥防止術 <input type="checkbox"/> 単純気管切開
<input type="checkbox"/> 気管カニューレ	(種類、サイズ mm)
<input type="checkbox"/> カニューレの固定方法	(カフ 圧 hPa, 量 ml)
<input type="checkbox"/> カニューレ交換時期	()
<input type="checkbox"/> ガーゼの交換	()
<input type="checkbox"/> 腕頭動脈とカニューレの位置関係	<input type="checkbox"/> 接していない <input type="checkbox"/> 接している (注意点)
<input type="checkbox"/> 人工鼻	<input type="checkbox"/> スピーチバルブ (注意点・使用方法)
<input type="checkbox"/> 永久気管孔	(注意点)
酸素吸入 (使用開始時期 年 月)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 吸入状況	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 夜間のみ <input type="checkbox"/> 状態に応じ
<input type="checkbox"/> 吸入の目安	酸素投与量 L/分
<input type="checkbox"/> 投与方法	SpO ₂ () %以上を維持
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 酸素マスク <input type="checkbox"/> 鼻腔カニューレ <input type="checkbox"/> 呼吸器
人工呼吸器 (使用開始時期 年 月)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 自分で呼吸できる	<input type="checkbox"/> 少しの時間ならできる (時間 分)
<input type="checkbox"/> 呼吸器の機種	<input type="checkbox"/> できない ()
<input type="checkbox"/> 呼吸器設定	()
<input type="checkbox"/> 加湿加湿器	※主治医に記載してもらいましょう。
<input type="checkbox"/> 人工鼻	

16-(1)

生活について（医療的ケアの状況）

※お子さんの状況に応じて、随時、更新しましょう。

項目	詳細情報
経管栄養	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 栄養剤の種類、注入量、時間	
<input type="checkbox"/> 経鼻チューブ	種類・サイズ・挿入長（ Fr. cm）
<input type="checkbox"/> 胃ろう	種類・サイズ・有効長（ Fr. mm）
<input type="checkbox"/> 腸ろう	種類・サイズ・挿入長（ Fr. cm）
<input type="checkbox"/> その他	（ ）
薬剤吸入	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 吸入状況	薬剤名・量・時間
<input type="checkbox"/> 定時吸入	（ ）
<input type="checkbox"/> 適宜吸入	（ ）
その他、服薬の方法	
発熱時の対応	
<input type="checkbox"/> 薬剤名・量	（ ）
<input type="checkbox"/> 実施の目安	（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（ ）
便秘時の対応	
<input type="checkbox"/> 薬剤名・量	（ ）
<input type="checkbox"/> 実施の目安	（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（ ）
緊張時の対応 ※詳細は緊急対応シートに記載	
<input type="checkbox"/> 薬剤名・量	（ ）
<input type="checkbox"/> 実施の目安	（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（ ）
<input type="checkbox"/> その他の医療的ケアや必要な配慮など	

17 - (1)

緊急対応シート

※緊急時、救急隊員の方などに提供する情報について記載しましょう。

氏名	電話				
住所					
生年月日	血液型	型（+）	平熱	℃	
酸素飽和度（平常時）	%	心拍数（平常時）	回/分	血圧（平常時）	/ mmHg
1 障がい・疾病名(合併症を含む)・現在の健康状態					
2 緊急時の対応					
(1) 予測される緊急の状態（てんかん発作、心臓発作、シャントづまり、呼吸困難、意識障害、激しい頭痛など）					
(2) 保護者への連絡、医療機関への搬送の基準					
(3) 病院搬送までに行う具体的対応					
～ 記載例（てんかん発作の場合）～					
(1) 発作の兆候として、顔色を訴える。発作時は、意識が低下し、全身けいれんが20秒ほど続く。					
(2) 全身発作が1分続くか、1分以内に発作が10回以上ある場合、保護者などへ連絡し、下記の病院へ搬送する。それ以外の小さな発作は、様子を見る。					
(3) 発作時は意識が低下するので、横にさせるか本人が楽な姿勢をとらせる。(2)の状況で医療機関に搬送する。					

31 - (1)

緊急対応シート

※緊急時、救急隊員の方などに提供する情報について記載しましょう。

3 搬送病院・医師の指定希望 有（ ）→下枠に記入する。/無（ ）→救助者の判断に一任する。

優先順位	医療機関名	診療科目	医師名
①			
②			
③			

4 現在内服している薬、アレルギーやその他注意事項

5 その他の留意点

○ 緊急対応シートの使い方

- 緊急対応シートについては、お子さんの体調の悪化など、緊急時の対応の指針になるものです。緊急対応シートについては、サポートブックとは別に印刷するなどして、必要に応じて複数準備しましょう。
- お子さんが普段活動する場所（学校や事業所等）の職員の方などにお渡しして、日頃から確認していただくことをおすすめします。
- 外出先などで必要になることも考えられますので、お子さんが普段から持ち歩く荷物の中に緊急対応シートを入れておくことも有効です。
- 災害時には、次のページの【災害時の補足情報】について事前にまとめておいて、必要に応じて支援者や救急隊員などに提供することも有効です。
- お住まいの地区のハザードマップの情報も事前に確認しましょう。

32 - (1)

緊急対応シート（災害時の補足情報）

○避難所の場所

① 名称	住所
② 名称	住所

○避難の手段（移動方法）

○医療機器関連情報（人工呼吸器、酸素吸入器など）

（機器の種類、種類、型番等）

① （使用上の注意点等）
（メーカー等の名称、連絡先）
② （使用上の注意点等）
（メーカー等の名称、連絡先）
③ （使用上の注意点等）
（メーカー等の名称、連絡先）
④ （使用上の注意点等）
（メーカー等の名称、連絡先）

○内服薬の情報

①	
②	
③	

○災害対応関連の連絡先（電力会社、訪問看護ステーション等）

① 名称	住所
② 名称	住所
③ 名称	住所
④ 名称	住所

33 - (1)

<医療的ケアに関する指示書>

郡山市として作成したものです。郡山市ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用ください。
URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>

QRコード



医療的ケアに関する指示書

- ※ 医療的ケアに関する指示書（原本）は、ご家族が保管してください。（子育てサポートブック～いけあきッズ郡山ver～に綴る）
- ※ 施設への指示書の提出は、原本をコピーしてご使用ください。
- ※ 指示期間内に新たに施設利用が追加になった場合、指示内容に変更がなければ原本に（施設名）及び記入日を主治医に追記してもらい、コピーして施設にご提出ください。

指示先	①（施設名）	指示先の施設名を複数記載することで1部記載により、複数の施設で使用できます。 新たに追加になった場合：記入日（令和 年 月 日）
	②（施設名）	
	③（施設名）	
児童名	生年月日	年 月 日生
記入日	令和 年 月 日	
指示期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
主治医	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
	医師名	（自署または記名押印）

<施設に必要な医療的ケア>

種類	指示内容			
□ 喀痰吸引	部位	<input type="checkbox"/> 口腔内	<input type="checkbox"/> 鼻腔内	<input type="checkbox"/> 気管内
	カテーテルサイズ			
	吸引圧			
	挿入の長さ			
	頻度			
□ 経管栄養	注意点等			
	種類	<input type="checkbox"/> 経鼻	<input type="checkbox"/> 胃ろう	<input type="checkbox"/> 腸ろう
	チューブサイズ			
	挿入の長さ			
	栄養剤	内容・量		
		実施時間		
		注入時間		
	水分	内容・量		
		実施時間		
		注入時間		
薬剤	内容・量			
	実施時間			
注意点等				
□ 導尿	カテーテルサイズ			
	挿入の長さ			
	頻度			
	注意点等			

7 参考

<個人情報の取扱いについて>

郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引きにおける個人情報の取扱いは、「県中医療圏退院調整ルール」に準じた取扱いとします。

～以下、「県中医療圏退院調整ルール」より抜粋～

医療・介護関係者間の連携においても、個人情報の取扱いには細心の注意を払わなければなりません。しかし、個人情報保護を優先するあまり、互いの連携がうまくいかないのでは、結果的に患者に不利益となります。そこで、厚生労働省から出されている『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』を参考にしてください。

《退院調整ルールに関連する内容のポイント》

- 医療機関は、院内（掲示板等）に「当院では、適切な医療・介護サービスのために、患者の個人情報はその患者が関係する医療・介護関係者に提供します。異論がある場合は申し出てください。」という内容の文書を掲示しておき、反対がなければ患者の関係する介護事業所や診療所に個人情報を提供してよい。
- 介護事業所は、利用者との契約時に同意をもらうことで、利用者が関係する医療・介護事業者には個人情報を提供することができる。

➤『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』は、厚生労働省のホームページから入手できます。

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

QRコード



種類	指示内容	
	種類	<input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 酸素吸入	酸素流量	
	実施時間	
	注意点等	
<input type="checkbox"/> 薬液吸入	内容・量	
	実施時間	
	注意点等	
<input type="checkbox"/> 気管切開部のケア	種類	<input type="checkbox"/> カニューレ状態確認 <input type="checkbox"/> ガーゼ交換 <input type="checkbox"/> 人工鼻
	切開術式	<input type="checkbox"/> 単純気管切開 <input type="checkbox"/> 喉頭気管分離 <input type="checkbox"/> その他 ()
	カニューレ種類・サイズ	
	注意点等	
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器	機種	
	設定条件	
	換気回数	
	注意点等	
<input type="checkbox"/> 発作対応	種類	<input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> アレルギー(アナフィラキシー) <input type="checkbox"/> その他 ()
	対応	
<input type="checkbox"/> その他	【必要に応じて別紙添付】	

<緊急時の対応>

想定される緊急事態	対 応
<記入例> ・胃ろうチューブの事故抜去 ・嘔吐等の消化器症状	・医療機関受診 ・医療機関受診
・てんかん発作時の嘔吐 ・気管カニューレ事故抜去 ・誤食によるアレルギー症状	・体を横に向かせて、吐物を飲み込まないようにする。 ・医療機関受診 ・抗アレルギー薬、ステロイド剤等の屯用の投与、医療機関受診 など



＜郡山市医療的ケアの必要なこどものサポートや制度＞

内容	0ヶ月～11ヶ月	1歳～5歳	小学(6歳～)	中学(12歳～)	高校(15歳～)	18歳～	20歳～
医療	連絡・相談窓口 医療機関(主治医) 郡山市保健所 こども家庭支援課 障がい福祉課	地域の小児医療の中心になる病院(福島県立医大附属病院、太田西ノ内病院、星総合病院、美泉堂総合病院、南東北病院、総合療育センターなど) <input type="checkbox"/> 発達支援の専門外来やリハビリが受けられる医療機関(総合療育センター、太田西ノ内病院、星総合病院など) <input type="checkbox"/> 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアや訓練・サポート(訪問看護事業)	精神疾患の外来医療費の軽減(自立支援医療：精神通院医療) <input type="checkbox"/> 指定難病の患者へ医療費を助成(難病医療費助成)	小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾病医療費助成)18歳まで ※必要な場合は20歳未満まで延長申請可 <input type="checkbox"/> こどもの医療費の助成(こども医療費助成)18歳まで <input type="checkbox"/> 身体障害の改善のための手術費用等の助成(自立支援医療：育成医療)18歳未満 <input type="checkbox"/> 重度の障害児者の医療費の自己負担分を助成(重度心身障害者(児)医療費助成)18歳の3月31日まではこども医療費が優先(自立支援医療：更生医療)18歳以上	<input type="checkbox"/> 24時間体制でお預かり(療養介護)18歳以上 <input type="checkbox"/> 日中の通所による介護サービス(生活介護) <input type="checkbox"/> 就労に向けた支援(就労移行支援等)	<input type="checkbox"/> 在宅重度障がい者に手当支給(特別障害者手当)20歳以上 <input type="checkbox"/> 20歳以上の障害者への年金(障害基礎年金)	
福祉サービス	<input type="checkbox"/> 障がい児を入所してサポート(医療型障がい児入所など)18歳未満 <input type="checkbox"/> 通いながらこどもの発達支援を受けられるサービス(児童発達支援など)18歳まで <input type="checkbox"/> 在宅での介護サポート(居宅介護・短期入所など) <input type="checkbox"/> 市で設定している福祉サービス(地域生活支援事業(相談支援・移動支援など)) <input type="checkbox"/> 手帳に記した制度利用や税金・公共料金の減免(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) <input type="checkbox"/> 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合は一定の基準額を超えた場合の差額の償還(高額障害福祉サービス等給付費)						
経済的サポート	<input type="checkbox"/> こどもの養育者に手当支給(児童手当)15歳の3月31日まで <input type="checkbox"/> ひより親家族に手当支給(児童扶養手当)児童が中程度の障害がある場合は20歳になる月まで <input type="checkbox"/> 在宅重度障がい児に手当支給(障害児福祉手当)20歳未満 <input type="checkbox"/> 障がい児の養育者に手当支給(特別児童扶養手当)20歳未満(特別児童介護手当)3歳以上20歳未満 <input type="checkbox"/> 生活困窮家庭の最低限度の生活保障支援(生活保護制度)						
母子保健	<input type="checkbox"/> 保健師等の訪問(未熟児・乳児家庭全戸訪問・その他) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳交付(妊娠時) <input type="checkbox"/> 4か月児健診 <input type="checkbox"/> 10か月児健診 <input type="checkbox"/> 1歳6か月児健診 <input type="checkbox"/> 3歳児健診 <input type="checkbox"/> その他母子保健事業を実施(市保健師へ相談)	<input type="checkbox"/> 10か月児健診 <input type="checkbox"/> 3歳児健診	<input type="checkbox"/> 就学に関する勉強会				
保育	<input type="checkbox"/> 保育所(入所に関する相談・申込) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(入園に関する相談・申込)						
学校	<input type="checkbox"/> 通常学級・特別支援学級・通級指導教室<小学校><中学校> <input type="checkbox"/> 特別支援教育補助員配置の考慮 <input type="checkbox"/> 就学相談会 <input type="checkbox"/> 障がい福祉課と連携した巡回訪問 <input type="checkbox"/> 特別支援学校<幼稚園><小学校><中学校><高等学校> <input type="checkbox"/> 高等学校、専修学校						
その他	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支援(ファミリーサポート) 小学校6年生まで						

＜医療的ケア児が利用できる社会資源＞

令和3年11月1日現在の事業所になります。対象となる医療的ケア児等及び利用の詳細については各事業所に問合せください。

URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>

QRコード



【障害児相談支援事業所】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	自立生活センター オフィスIL	西ノ内二丁目11-15	024-934-0118	児・者
2	相談支援事業所 おれんじ	富田東二丁目 124	024-933-7350	児
3	福島県総合療育センター (児童発達支援センター そよかぜ)	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	児

【児童発達支援】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	めばえ学園	富田東二丁目124	024-933-1217	未就学児
2	重症児通所支援事業所 キッズサポートこおりやま	八山田西四丁目136	024-983-4471	未就学児
3	児童通所支援事業所 さくらんぼ	富久山町八山田字 土布池55-1	024-954-8506	未就学児
4	福島県総合療育センター (児童発達支援センター おひさま)	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	未就学児 医療型児童発達支援(身体不自由児)

【放課後等デイサービス】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	児童通所支援事業所 さくらんぼ	富久山町八山田字 土布池55-1	024-954-8506	就学児
2	福島県総合療育センター (児童発達支援センター ひだまり)	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	就学児
3	重症児通所支援事業所 キッズサポートこおりやま	八山田西四丁目136	024-983-4471	就学児
4	放課後等デイサービス ひかり富田教室	富田町字上赤沼4-8	024-973-5417	就学児

【 居宅訪問型児童発達支援 】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	郡山市立希望ヶ丘学園	希望ヶ丘27-1	024-951-0262	3歳～就学前まで

【 日中一時支援 】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	児童通所支援事業所 さくらんぼ	富久山町八山田字 土布池55-1	024-954-8506	児
2	地域生活サポートセンター パンソ	安積町笹川字四角坦 54-3	024-937-0201	児・者
3	福島県総合療育センター	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	児

【 短期入所 】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	福島県総合療育センター	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	児
2	南東北さくら館 指定短期入所事業所	日和田町梅沢字 丹波山3-2	024-968-1010	18歳以上

【 生活介護 】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	障がい者支援施設 南東北さくら館	日和田町梅沢字 丹波山3-2	024-968-1010	18歳以上
2	生活介護事業所 並木あじさい館	並木三丁目5-10 並木ビルB館	024-927-4005	18歳以上
3	生活介護事業所 夕陽の庭	安積北井二丁目184	024-946-2030	18歳以上
4	地域生活サポートセンター パンソ	安積町笹川字 四角坦54-3	024-937-0201	18歳以上
5	通所事業所ピッコラ	安積町笹川字 関谷田3-6	024-953-5801	18歳以上
6	通所事業所 南東北さくら館	日和田町梅沢字 丹波山3-2	024-968-1010	18歳以上
7	ベストフレンドひまわり	喜久田町堀之内字 堂田12	024-955-6407	18歳以上
8	ホルンクラブ	土瓜一丁目143	024-954-6092	18歳以上
9	わーくIL (主) たいむIL (従) るーとIL (従)	下亀田18-4(主) 西ノ内一丁目11-11(従) 開成二丁目40-56(従)	024-939-7374(主) 024-973-5156(従) 024-953-4240(従)	18歳以上

【 訪問看護 】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	太田訪問看護ステーション	西ノ内二丁目5番20号	024-925-0661	特になし
2	公益財団法人 星総合病院 星訪問看護ステーション	横塚二丁目20番36号	024-956-2322	特になし
3	L-CUB訪問看護八山田	八山田三丁目8番2号	024-991-1042	特になし
4	寿訪問看護ステーション	並木三丁目6番3号 オフィス並木3	024-931-4866	特になし
5	訪問看護ステーション おはな	桑野二丁目9番3号	024-954-3341	特になし
6	訪問看護ステーション・エフズ	鳴神三丁目77-3	024-983-3058	特になし

8 郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き運用関係機関

- ① 郡山市内の病院及び福島県立医科大学附属病院
- ② 対象児が利用している訪問看護ステーション
- ③ 障害児相談支援事業所
- ④ 児童発達支援事業所（居宅訪問型も含む）
- ⑤ 放課後等デイサービス事業所
- ⑥ 生活介護事業所
- ⑦ 特別支援学校・地域の学校
- ⑧ 保育所・認定こども園
- ⑨ 地域支援者
- ⑩ 郡山市障がい福祉課・こども家庭支援課・行政センター保健師 等

※ 支援チームの構成員が参加機関の対象となります。生活支援調整の手引きは、医療、福祉、保健、保育、教育、行政等の関係機関が支援チームとして連携・協働しやすくするための標準を定めた「ツール」であり、強制的な効力を持つものではありません。個別の事情に応じた対応が必要な場合は、関係機関で適宜調整し円滑な支援がなされるよう、柔軟な対応をお願いします。

9 郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引きの見直し

郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引きは運用後、手引き運用評価会議を開催し、定期的に運用状況の確認・評価を行い、必要に応じ関係諸機関との協議の上、適宜見直しを行っていきます。

手引き運用評価会議開催予定

第1回	令和4年 5月 予定
第2回	令和4年10月 予定
第3回以降	年1回 10月 予定

郡山市医療的ケア児等の支援に関するワーキンググループ(協議の場) 構 成 員

庁内関係各課

No.	所 属		職 種
1	教育委員会	学校教育推進課	指導主事
2		総合教育支援センター	指導主事
3	こども部	こども政策課	放課後児童クラブ相談員
4		保育課	保健師
5			担当職員
6		こども家庭支援課	保健師
7	保健福祉部	保健所	保健師
8		健康政策課	担当職員
9		障がい福祉課	担当係長
10			保健師
11			医療的ケア児等コーディネーター

オブザーバー

No.	所 属	役 職
12	福島県立郡山支援学校	医療的ケア事務局主任
13		地域支援アドバイザー
14	福島県立あぶくま支援学校	地域支援アドバイザー

郡山市医療的ケア児等支援調整会議委員

敬称省略

	所属	役職	氏名
1	障がい子育て支援サークル はっぴいスマイル	会長	佐藤 千夏子
2	太田西ノ内病院	小児科部長 周産期センター次長	生井 良幸
3	星総合病院	病院長補佐 兼 小児科部長	佐久間 弘子
4	福島県総合療育センター	所長	森田 浩之
5	福島県立医科大学附属病院	患者サポートセンター 看護師長	岩崎 美樹
6		患者サポートセンター 主事	齋藤 圭太
7	太田西ノ内病院	看護科長	渡邊 順子
8		係長	佐久間 千恵
9	星総合病院	小児病棟 看護師長	佐久間 直美
10		総合相談課 主任	木元 彩乃
11	寿泉堂総合病院	病棟主任補佐	根本 志代
12		医療福祉課 社会福祉士主任補佐	遠藤 晶子
13	総合南東北病院	看護部部長 福島県看護協会副会長	窪 睦子
14		医療相談課 課長	野本 尚子
15	福島県総合療育センター	主任看護技師	鈴木 里美
16		主任保健技師(地域支援室)	齋藤 美智子
17	太田訪問看護ステーション	所長	猪俣 三保
18	訪問看護ステーション おはな	管理者	馬場 拓也
19	郡山市障がい者自立支援協議会子ども支援部会(部会長)	総合児童発達支援センターアルバ 管理者	三島木 尚也
20	障害児相談連絡会(代表)	相談支援事業所 ecco 相談支援専門員	田部 桂
21	児童発達支援事業所連絡会(代表)	めばえ学園 園長	安田 朱里
22	放課後等デイサービス連絡会(代表)	重症児キッズサポートこおりやま 管理者	渡邊 純子
23	福島県立郡山支援学校	医療的ケア事務局長	横田 愛
24	福島県立あぶくま支援学校	地域支援アドバイザー	上妻 弘
25	郡山市総合教育支援センター	指導主事	田中 宏明
26	郡山市子ども家庭支援課	母子保健係長	氏家 敦子
27	郡山市保健所健康政策課	主任	半澤 恵美
28	福島県立医科大学看護学部(アドバイザー)	小児・精神看護学部門(小児看護学領域)講師	古溝 陽子

事務局

29	郡山市障がい福祉課	係長	伊藤 博
30		技査	橋本 祐美
31		医療的ケア児等コーディネーター	村田 栄子

郡山市医療的ケア児等支援調整会議スケジュール
(郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き策定)

年度	月	会議等	出席者数	対象・参集範囲
2023	4	第1回ワーキンググループ ：研修会(第1回「支援調整会議」研修会・録画) ：支援調整会議委員の決定 会議の目的、 スケジュール等の確認 (20日)		○医ケア児等の支援に関するWG
		※ 第1回「支援調整会議」研修会動画配信 (21日～26日)		
	6	第1回「支援調整会議」 ※ 研修会(動画)・未受講の方 関係者意見交換会(27日)	37名	○講師 ○支援調整会議委員 ・医師 ・看護師 ・SW ・保護者 ・訪問看護師 ・子ども部会メンバー ・WGメンバー ・アドバイザー ○郡山市障がい者自立支援協議会子ども部会 ・障害児相談連絡会 ・児童発達支援事業所連絡会 ・放課後等デイサービス事業所連絡会 ○生活介護事業所
		※ 研修会(動画)：医療的ケア児等のライフステージに応じた支援 ・事業の概要とスケジュールについて ・関係者による(仮称)退院調整ルールについての意見交換 (グループワーク)		アドバイザー支援
	7	第2回「支援調整会議」 (22日)	28名	○支援調整会議委員
		・関係者意見交換会の意見を踏まえた (仮称)退院調整ルール案策定		アドバイザー支援
	9	第2回ワーキンググループ：調整 (29日)		○医ケア児等の支援に関するWG
		第3回「支援調整会議」 ※ 研修会(動画配信) 関係者意見交換会 (13日)	36名	○第1回「支援調整会議」と同じ
	9	※ 研修会(動画)：小児医療在宅支援の動向と多職種連携について ・関係者による(仮称)退院調整ルール案についての意見交換 (グループワーク)		アドバイザー支援
		第4回「支援調整会議」 動画配信及び書面開催 意見シートの提出 (6日～21日)	25名	○支援調整会議委員
	10	・ルールの策定		アドバイザー支援
第3回ワーキンググループ：調整 書面開催 (14日)			○医ケア児等の支援に関するWG	
11	運用開始に向けた全体説明会(動画配信) (19日～11月30日)		○すべての関係機関、団体等 ・病院 ・訪問看護事業所 ・教育機関 ・相談支援事業所 ・通所事業所 ・行政センター 等	
	・(仮称)退院調整ルールの名称決定 「郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き (通称：いけあキッズ郡山ルール)」とする ・手引きの説明、周知と協力依頼			
2024	生活支援調整の手引き運用開始			
	5	第1回手引き運用評価会議		○支援調整会議委員
10	第2回手引き運用評価会議			

第1回郡山市医療的ケア児等支援調整会議

研修会 … 動画配信

医ケア児等の支援体制の整備
～ライフステージに応じた支援～

講師：NPO法人地域福祉
ネットワークいわき
いわき基幹相談支援センター
社会福祉士 時實 祐志 様

関係者意見交換会



第2回郡山市医療的ケア児等支援調整会議



第3回郡山市医療的ケア児等支援調整会議

研修会 … 動画配信

令和3年度 郡山市医療的ケア児等支援調整会議
(仮称：郡山市医療的ケア児等版退院調整ルール策定)
小児医療在宅支援の動向と多職種連携について
～改めて多職種チームを考える～
令和3年7月5日～7月13日

講師：福島県立医科大学
看護学部
小児・精神看護学部門
古溝 陽子先生

関係者意見交換会



第4回郡山市医療的ケア児等支援調整会議

動画配信および書面開催

郡山市医療的ケア児等
支援調整会議
(第4回)

(仮称) 医療的ケア児等版退院調整ルール (案)
～チームで誰一人取り残さない切れ目のない支援を～



郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き
(通称：いけあキッズ郡山ルール)

全体説明会 < 動画配信 >

郡山市
医療的ケア児等生活支援調整の手引き
(通称) いけあキッズ郡山ルール
全体説明会

～チームで誰一人取り残さない
切れ目のない支援を～



医療的ケアや重症心身障害をお持ちのお子さんとそのご家族の皆様へ



生活を支えるための多職種連携のしくみ

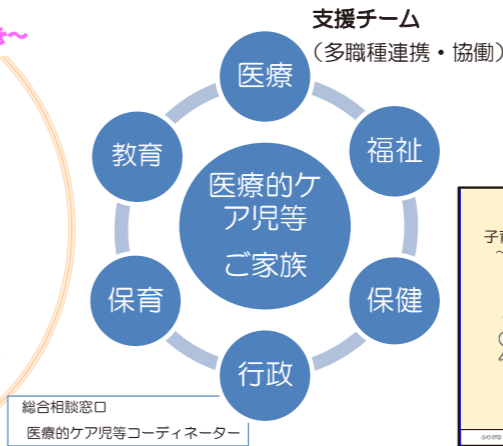
郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き

(通称) 「いけあキッズ郡山ルール」を策定しました。令和3年11月運用開始

「いけあキッズ郡山ルール」ってなあに？

～チームで誰一人取り残さない支援を～

医療的ケアを必要とするお子さんや重症心身障害をお持ちのお子さんとそのご家族が安心して地域の中で在宅生活が送れるよう、医療機関（病院）や福祉、保健、教育、保育、行政等の関係機関が支援チームとして連携・協働するためのしくみです。



支援チーム
(多職種連携・協働)

子育てサポートブックを作らしましょう！

支援チームが連携していくための情報共有のツールとして、子育てサポートブック～いけあキッズ ver～を活用します。

お子さんの成長の記録をまとめておくことでサービスを受ける時も役に立ちます。



作成のお手伝いを障がい福祉課で行いますので、お気軽にお問合せください。

どんな支援が受けられるの？

① 在宅時の生活支援

◆本人・ご家族が地域で安心して暮らせるよう、普段から関係機関による支援チームが連携し、入院及び支援を要する出来事や困り感等について早期に把握し、支援ができるようになります。

② 退院調整支援

◆入院から退院、在宅に移行する際、医療機関（病院）と関係機関が情報共有し、在宅生活に向けて安心して退院できるよう支援します。

③ ライフステージ毎の支援

◆ライフステージの変化（乳幼児期・学齢期・卒業後）や成長発達に合わせてチームで切れ目のない支援をします。

④ 災害時の対応

◆災害時の備えとして平常時からの備えについて、子育てサポートブック～いけあキッズ郡山 ver～等で情報を提供します。

- ① 災害に対する情報の入手について
- ② 停電時の備え
- ③ 避難経路・場所
- ④ 災害発生時の対応
- ⑤ 緊急対応シートの作成 等

支援チームには調整役がいます。
調整役は主に相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）が担っています。

< 調整役の役割 >

- ・関係機関との情報共有・連携
- ・本人・ご家族の相談や必要なサポート 等

「いけあキッズ郡山ルール」「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山 ver～」は郡山市ウェブサイトに掲載しています。

URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>

詳しい内容、ご相談は障がい福祉課にお問合せください。

QRコード



郡山市障がい福祉課

医療的ケア児等コーディネーター

Tel 024-924-2381 Fax 024-933-2290

医療的ケアが必要なお子さまとご家族の相談をお受けします

医療的ケア児や重症心身障がい児等、お一人ひとりを適切な支援につなげていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置しておりますので、相談窓口までお気軽にご連絡ください。

重症心身障がい児のお子さまの相談もお受けします。



★医療的ケア児ってなあに？

日常生活の中で長期にわたり医療的ケア（※）を必要とするお子さまを『医療的ケア児』といいます。

- （※）
- 吸引 ○吸入・ネブライザー ○気管切開の管理 ○カニューレ
 - 人工呼吸器 ○咽頭エアウェイ ○酸素療法 ○中心静脈栄養
 - 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう） ○透析 ○人工肛門
 - 導尿（自己導尿も含む） ○インスリン注射
 - 浣腸（医療機関から処方されたもの） ○てんかん発作時の座薬挿入 など

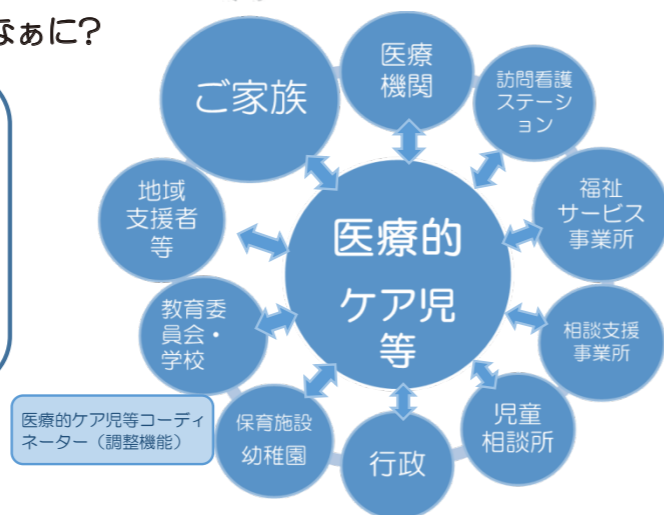
★どんなことを相談できるの？

- どのような支援が受けられるの？
- 子育ての悩み。
- 保育所、幼稚園に通わせたい。
- 小学校は？
- 医療的ケアや生活のお世話がたいへん。
- 災害時の避難は？ など

★支援のイメージ

★医療的ケア児等コーディネーターってなあに？

皆様からの相談をもとに、『医療的ケア児』と『重症心身障がい児』が地域で安心して暮らせるよう、医療、福祉、行政、地域、教育の分野と連携し、適切な支援を総合調整するための専門員です。



相談窓口：郡山市障がい福祉課（本庁舎 1 階）

TEL 024-924-2381 FAX 024-933-2290

令和3年6月 修正